陳情第53号		受理年月日	令和7年9月3日
付託委員会		議会運営委員会	
件名	市議会常任委員会での請願・陳情審査時の議事進行に ついて		

要旨

請願・陳情審査は口頭陳述がある場合、委員長は「開会に先立ちまして口頭陳情を受けます」と述べる。

口頭陳述が終了すると、委員長は「ただいまより〇〇委員会を始めます」と進行する。

口頭陳述部分のネットやテレビ中継はない。その間、画面にはしばらくお待ちくださいとの旨が5分程度、つまり口頭陳述が行われている時間中に流れる。

日本国憲法の柱の1つ、主権在民は人権であり、憲法第16条が言う請願権は議会制民主主義の根幹だ。日本国憲法施行と同時に請願法も施行されている。

北九州市議会への請願・陳情は地方自治法第 124 条以下で権利を保障 している。こうやって陳情者が陳情するのも、以上述べた法に保障され、 その手順に従い行えている。

だが、その主権者が請願権をもって口頭陳述する行為が、ただいまより○○委員会を始める、の中に入っていないとはどういうことなのか。

陳情者は北九州市議会運営上、口頭陳述後に開会宣言をすることは承知の上だ。21世紀も4分の1を過ぎた。この陳情者・市民を上から見るかのような議事進行を改めてほしい。

なお、ネット・テレビ中継に市民を出すことの方法は陳情者にその都 度、確かめれば済む。議会の下に市民が存在するのではない。市民の下 に議会があるのでもない。対等だ。それが請願権だ。